平成２９年（フ）第５７２号
宮城県名取市増田７丁目４番11号　ベル・ラケーナ101号、従前の住所宮城県名取市増田４丁目12番９－１号　アラファースト102号
債務者　長島　省二
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　裕己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月７日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２０号
埼玉県和光市白子３丁目18番18号　㈲古島運送内
債務者　江島　憲市
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　邦広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３２９６号
大阪市西区九条１丁目28番20号　ザ・九条内
債務者　オー・エヌ・エスこと　大西　栄泰
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西口　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３３７号
兵庫県西宮市大谷町６番22号
債務者　田所　英知
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３３８号
大阪市西淀川区御幣島３丁目14番39―1006号
債務者　田所　　久
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３３９号
京都市東山区高畑町604番地メゾン雅405号室、前住所大阪市住之江区南港中４丁目７番24―1007号
債務者　田所　明敏
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８３号
愛媛県西条市丹原町丹原80番地３
債務者　渡部　一夫
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第８１号
京都府向日市寺戸町中村垣内21番地の６
債務者　佐々木寧子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古家野彰平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月１日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
福岡県久留米市高良内町3432番地６
債務者　馬場　布美
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３４３号
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川481番地
債務者　安藤　勇吉
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　吉浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３６３号
大阪府和泉市弥生町３丁目３番１―508号、前住所大阪府和泉市小田町２丁目19番25―107号
債務者　松島　直子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３９３号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目14番地の２　メゾンベール塚口106号、前住所神戸市須磨区古川町３丁目２番14号　シャトー・ド・メール202
債務者　野村　　桂
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀若　浩幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２０２号
盛岡市渋民字泉田178番地　グループホームゆうゆう渋民、旧住所盛岡市桜台１丁目２番４号
債務者　安部　　洋
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２１６号
盛岡市三本柳７地割13番地９
債務者　山田　雅之
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１７０号
香川県高松市檀紙町1730番地４　シェリールⅠ202、住民票上の住所香川県高松市勅使町292番地１
債務者　福家慎太郎
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６８号
長崎県長崎市中小島１丁目５番24号　ＣＵＢＥ203号、住民票上の住所長崎県長崎市中小島１丁目５番24号　梅園コーポ203
債務者　森川　清子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９号
北海道野付郡別海町別海緑町25番地
債務者　日下　丈明
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
釧路地方裁判所根室支部